

協約・協定改訂 職場要求を勝ち取るうシリーズ ④

第3回協約・協定改訂団体交渉 伊勢運輸区と全ての職場に掲示板設置を！

本部は8月26日、2015年度基本協約・協定改訂第3回団体交渉を開催しました。今回は労使関係部分について、組合掲示板の設置、組合要求による協議の開催、団体交渉、苦情処理・簡易苦情処理会議、労働委員会命令の履行、組合事務所の便宜供与等について議論しました。会社は掲示物不当撤去などの不当労働行為を認めず、掲示板の設置条件「5名以上」というありもしない「慣行」を主張しました。また、苦情処理における会議の非公開、秘密の厳守については、協約の一方的解釈を押しつけてきました。意見は対立し、本部は会社の考えを改めるよう強く迫りました。詳細は業務速報No.956を参照して下さい。

- 全ての職場に組合掲示板を設置すること！
- ◆平成12年度以降説明をしてきた設置条件5名以上は「慣行」である。
- 組合の申し入れについては、協議の場を持ち議論すること！
- ◆協約に則ってその都度判断する。
- 掲示物の一方的撤去はやめること！撤去事由を職場で説明をすること！
- ◆協約に違反すれば撤去する。撤去事由は言う必要はない。
- 苦情処理会議の非公開は会議自体であり、秘密の厳守は本人のプライバシーのみだ！
- ◆非公開とは会議の内容も含めてのこと。原則非公開とのため秘密である。
- 今後一切の不当労働行為をやめ、救済命令を直ちに履行すること！
- ◆今後も不当労働行為をはじめ違法行為は行わない。裁判・労働委員会のことは議論しない。
- 会議室利用の人数制限と参加者の記名はやめろ！
- ◆セキュリティー上の観点から対応をしている。
- 三重地区に組合事務所を！本部に一箇所組合事務所の便宜供与を！
- ◆三重地区・東京地区に組合事務所を便宜供与する場所はない。

次回第4回団体交渉は、8月31日13時からです。労働条件部分について議論をします。 <全組合員の力を結集し要求を勝ち取ろう！>

会社これまでの不当労働行為に反省なし！
直ちに労働委員会の救済命令を履行せよ！